

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第27回理事会議事録

- 日時：2019年7月6日（土）10:00～12:00
- 場所：八汐荘小会議室
- 出席（役員）：中野義勝、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、安部真理子、沖縄エコツアーリズム推進協議会（山岸豊）、沖縄県衛生環境研究所（友寄喜貴）、沖縄県自然保護課（比嘉貢）、沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）、木村匡、後藤亜樹、WWFジャパン（小林俊介）、宮古島マリンリゾート協同組合（新村一広）
- 委任状：環境省那覇自然環境事務所（広野行男）、コーラルクエスト（岡地賢）、鹿熊信一郎、藤田喜久
- 事務局長：沖縄県環境部自然保護課（津波昭史）
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）、キュリオス沖縄（宮崎悠）
- 議事録署名人：沖縄県自然保護課（比嘉貢）、木村匡

【敬称略】

理事会を構成する会長、副会長、理事、事務局長の21名中、12名の出席者および4名の委任状により、成立要件である理事会の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する意見】

（1）2019年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領及び審査会構成員について

①サウジアラムコからの寄付金について

- ・サウジアラムコ社より今年度200,000ドルの寄付を予定している。期間は3年から5年間程度。用途の指定はサンゴ礁保全に資すること。調印式は8月16日を予定。
- ・新たな企画が含まれていることが望ましい。
- ・今回受け入れる寄付の全体計画について話し合う機会が必要だと思う。
→次回の理事会等で議論する。

②助成事業の実施内容について

- ・例年どおりの助成事業を基本とする。
→助成団体があらかじめ設定した活動期間は1年間とする。活動期限になった活動はその時点で精算する。活動期間の延長は認めない。
→事業スケジュールも資料にある案を基本とする。
- ・アラムコ社からの寄付がないと今年度の助成事業は実施できない。
- ・事業の実施期間がNPO法人化と関わる可能性があるのではないか。NPO法人化した場合、助成事業の支払いはNPO法人から行うことになるのか？年内にNPO法人が設立可能であれば、法人化後に助成事業を実施してはどうか？

- ←協議会からNPO法人への移行は両者が同時に存在する期間がある。例えば、NPO法人を立ち上げた後、協議会の総会で協議会の財産をNPO法人に移すなどの手続きが必要になる。そのため、ある日突然NPOに切り替わるわけではない。
- 協議会の総会で承認される予算を元に、まず繰越金をNPO法人に移行させ、事業実施後に残ったお金を移行させるという、お金の移動を2回行うことができるのではないか。
- 可能だと思われるが、NPO法人への移行時は、年度最初の総会で繰越金の移動を承認し、残った予算を使い終わる時期に解散するための臨時総会が必要になると思う。
- NPO法人に移行するときに、事業が未消化のまま残ってしまうと困るため、助成団体があらかじめ設定した活動期間の延長はしない方がよい。
- アラムコ社からの寄付をNPO法人に移すことは事前に相手先に伝えておく方がよい。また、NPO法人になっても寄付者の名前が残るようにした方がよい。
- ・2020年度法人化した後の助成事業のスケジュールはどのようになるのか？
- 来年度NPO法人化してから決定する。（事務局メモ：NPO申請には事業計画が必要なので、事前に決める必要があるのでは？）

(2) 法人化について

- ・第12回総会で法人化の進捗状況について会員に対して説明する。
- ・協議会からのお金の移動時期は2回を予定しているのか？
 - できれば1回で終わらせたい。来年度の定期総会でお金の移動を承認させて、解散の時に臨時総会を開催することは避けたい。（事務局メモ：お金の移動を2回行う場合でも、解散時期とその時点での資産をどのようにするかを定めれば、定期総会での解散ができるのでは？）
- ・定款だけだとわかりにくいので、組織図があるとよい。
- ・NPO法人の名称案（「沖縄県サンゴ礁保全推進協議会」）について名称に沖縄県とあるが、協議会の対象地域に奄美が含まれていることに対して、鹿児島県に対する配慮が必要ではないか？また、「沖縄県」とあることで、対象地域を限定することになるのではないか？
 - 沖縄県の部分について、琉球弧、薩南諸島、沖縄奄美、南西諸島のような案が出た。
 - 現在の沖縄県の貢献度を考えると、名称に「沖縄県」とあってもよいと思う。沖縄県の手を離れ、独り立ちするという決意を込めて名称から「沖縄県」を外すという選択もあるかもしれない。
- ・名称については、総会で会員からの意見も聞くようにする。
- ・定款を提出するまでには名称を決めなければならない。
- ・物品販売事業については、サンゴ礁フェアで行った形（会員が物販をするなど）であれば、事業（第5条）に含めなくても実施できる。物品販売事業は売る行為自体が該当するので、原価で売っても物品販売事業にあたる。会員に配布することは物品販売事業にはあたらない。委託事業は基本的に収益事業にあたらないが収益額が大きいと収益事業になる。NPO法人として総会を開催した時に定款の変更はできるので、実施することが決まってから定めてもよい。ただし、NPO法人承認時の収益事業にあたるかどうかと、税務署の収益事業にあたるかどうかの基準は同じではない。

- ・設立発起人は最低10名必要。
- ・事業年度（第49条）について、会員の集まりやすい時期に総会が開催できることを考慮して事業年度を設定するとよい。
→1月から2月あたりに終わるようにすると、年度の初めから助成事業が始められるのではないかと？年度の初めから助成事業を開催できれば、学校関係者はよいと思う。
- ・会費については今後も検討していく。

（3）丸の内キッズジャンボリーについて

- ・2019年8月13日から15日にかけて、丸の内キッズジャンボリーに出展する。資料にあるとおりに進めていく。

（4）監査役からの指摘事項

- ・支出に関する決裁については、指摘のとおり決裁ルールを検討する。
- ・請求日と支払日が離れすぎている点は、支出の体制を見直す。
- ・出版事業は年報を発行することが発端だった。今後、どこの委員会に割り振るかなど検討していく。広報委員会が候補となるが、仕事量を考慮して割り振りたい。
→NPO法人に移行することを考えると、これまでの活動を総括するような報告書とするとよい。

（5）ドメインの取得とwebサーバーの契約

- ・NPO法人化までの期間であれば、ドメインはさくらサーバーの無料のアドレスでもよいかもしれない。
→ドメインはweb上の住所のようなものなので、頻繁に変更するとよくない。会員も混乱する可能性がある。
- ・ドメインはcoralokinawaなどの読みやすいアドレスがよいかもしれない。coral.or.jpは使用可能だが、法人化した後の登記簿が必要になる。coral.ryukyuなども利用可能。
- ・事務局が山岸理事と相談して、決定する。

（6）旅費と謝金の取扱いについて

- ・提案した内容は理事会の決定事項として、今後の旅費および謝金の支払いの際に適用する。
- ・旅費の支払いについては以下のとおりとする。
「原則として、実費支払いとする。なお、自家用車等を使用する場合は、車賃として自家用車等での移動が往復50km未満の場合は2,000円とし、往復50km以上の場合は4,000円とする。」
- ・謝金については資料にあるように、以下のとおりとする。
「1日につき、4時間以内の場合は10,000円、4時間を超える場合は20,000円とする。（なお、審査会の委員においても同様の取り扱いとする。）」

以上